

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新

旧

高知県森林整備保全事業
調査・測量・設計及び計画業務
共通仕様書

令和2年9月

高知県森林整備保全事業
調査・測量・設計及び計画業務
共通仕様書

平成29年7月

森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

目次

第1127条 受注者の賠償責任等

第2章 地質調査業務

第5 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験

第7 孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験)

第1編 地質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1111条 提出書類

1 (略)

2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター (以下「JACIC」という。)が実施している業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後、10日 (休日等を除く) 以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする (担当技術者の登録お名までとする)

また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が10日間 (休日等を除く) に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

目次

第1127条 受注者の賠償責任

第2章 地質調査業務

第5 オランダ式二重管コーン貫入試験

第7 孔内水平載荷試験

第1編 地質調査業務共通仕様書

第1章 総則

第1111条 提出書類

1 (略)

2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム等に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日 (休日等を除く) 以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日 (休日等を除く) 以内に、完了時は業務完了後、10日 (休日等を除く) 以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする (担当技術者の登録は3名までとする)

第1127条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 契約書に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) (略)

第1129条 再委託

- 1 (略)
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 (略)
- 4 (略)

第2章 地質調査業務

第1204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。採取したコアの提出要否については、監督職員と協議するものとする。
- (4) (略)

第5 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験

第1215条 目的

機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第1217条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

第1127条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 契約書に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) (略)

第1129条 再委託

- 1 (略)
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る) データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 (略)
- 4 (略)

第2章 地質調査業務

第1204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。
- (4) (略)

第5 オランダ式二重管コーン貫入試験

第1215条 目的

オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、縮まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第1217条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

(1) (略)

(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220 (機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験方法) により整理するものとする。

第7 孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験)

第1221条 目的

孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験) は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第3章、第4章 (略)

第5章 物理探査

第1502条 業務内容

1～6 (略)

7 照査

計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。

8 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第6章～第8章 (略)

(1) (略)

(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A1220 (オランダ式二重管コーン貫入試験方法) により整理するものとする。

第7 孔内水平載荷試験

第1221条 目的

孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第3章、第4章 (略)

第5章 物理探査

第1502条 業務内容

1～6 (略)

(新設)

7 報告書作成

調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第6章～第8章 (略)

第2編 測量業務共通仕様書

目次

第2128条 受注者の賠償責任等

第2141条 新技術の活用について

第2編 測量業務共通仕様書

第1章 総則

第2101条 適用

1 測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、高知県の発注する治山工事、林道工事に係る測量業務及び環境生物調査業務（以下「測量業務等」という）に係る業務契約書（以下「契約書」という）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2～4（略）

第2111条 提出書類

1（略）

2（略）

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録お名までとする）

また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が10日間

第2編 測量業務共通仕様書

目次

第2128条 受注者の賠償責任

（新設）

第2編 測量業務共通仕様書

第1章 総則

第2101条 適用

1 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、高知県の発注する治山工事、林道工事に係る測量業務及び環境生物調査業務（以下「測量業務等」という）に係る業務契約書（以下「契約書」という）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2～4（略）

第2111条 提出書類

1（略）

2（略）

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム等に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）

(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第2128条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 契約書に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 略

第2130条 再委託

1 略

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助などの簡易な業務、測量機器等の貸借、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 略

4 略

第2141条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

1 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。

2 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ

第2128条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 契約書に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 略

第2130条 再委託

1 略

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理 (単純な電算処理に限る) データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 略

4 略

(新設)

提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第2章～第5章（略）

第3編 設計業務共通仕様書

目次

第3125条 受注者の賠償責任等

第3章 治山設計業務

第1 治山ダム工設計

第3301条 治山ダム工予備設計

第3302条 治山ダム工実施設計

第3303条 治山ダム（透水型・遮水型）実施設計

第3304条 治山ダム（透過型）実施設計

第2 流木対策

第3305条 流木対策調査

第3306条 流木対策計画

第3307条 流木対策工予備設計

第3308条 流木対策工実施設計

第3 流路工

第3309条 流路工実施設計

第3310条 成果物

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

第3312条 海岸防災林造成の設計

第3313条 防風林造成の設計

第3314条 なだれ防止林造成の設計

第3315条 土砂流出防止林造成の設計

第3316条 保安林整備の設計

第3317条 保安林管理道の設計

第2章～第5章（略）

第3編 設計業務共通仕様書

目次

第3125条 受注者の賠償責任

第3章 治山設計業務

第1 溪間工設計

第3301条 溪間工予備設計

第3302条 溪間工実施設計

（新設）

（新設）

第2 流木対策

第3303条 流木対策調査

第3304条 流木対策計画

第3305条 流木対策工予備設計

第3306条 流木対策工実施設計

第3 流路工

第3307条 流路工実施設計

第3308条 成果物

第4 山腹工等

第3309条 山腹工設計

第3310条 海岸防災林造成の設計

第3311条 防風林造成の設計

第3312条 なだれ防止林造成の設計

第3313条 土砂流出防止林造成の設計

第3314条 保安林整備の設計

第3315条 保安林管理道の設計

第3318条 水土保全治山等の設計
第3319条 成果物
第5 地すべり防止工
第3120条 設計計画
第3321条 地すべり防止工の位置決定
第3322条 抑制工の設計
第3323条 抑止工の設計
第3324条 治山ダム工の設計
第3325条 土留工等の設計
第3326条 照査
第3327条 報告書作成
第6 防潮工(海岸防災林造成)
第3328条 基本設計
第3329条 実施設計

第3編 設計業務共通仕様書

第1章 総則

第3109条 提出書類

- 1 (略)
- 2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している業務実績情報システムに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、訂正時お適宜、JACICに登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録お名までとする）

また、書面による確認を受けた場合は、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに調査職員に提出しなければならない。なお、テクリスから調査職員に送信される電子メールによる確認を受けた場合は、登録時にテクリスから電

第3316条 水土保全治山等の設計
第3317条 成果物
第5 地すべり防止工
第3118条 設計計画
第3319条 地すべり防止工の位置決定
第3320条 抑制工の設計
第3321条 抑止工の設計
第3322条 治山ダム工の設計
第3323条 土留工等の設計
第3324条 照査
第3325条 報告書作成
第6 防潮工(海岸防災林造成)
第3326条 基本設計
第3327条 実施設計

第3編 設計業務共通仕様書

第1章 総則

第3109条 提出書類

- 1 (略)
- 2 (略)

3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム等に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、10日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、10日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、10日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）

子メールにより「登録内容確認書」が調査職員に送信されるため、登録が完了したことを調査職員に報告することをもって提出とする。なお、変更時と完了時の間が10日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、速やかに発注者の確認を受けた上で登録しなければならない。

第3125条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 契約書に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) (略)

第3127条 再委託

1 受注者は次の各号に掲げるものを、再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 (略)

4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者が、高知県指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第3131条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処

第3125者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 契約書に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) (略)

第3127 託

1 受注者は次の各号に掲げるものを、再委託することはできない。

- (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

3 (略)

4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者が、高知県指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第3131条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守す

分ずる場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) (3) (略)

6～8 (略)

第2章 設計業務等一般

第3211条 設計業務の成果

1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

なお、治山ダム設計Bの場合は、2の内容によりとりまとめるものとする。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確にかつ詳細に解説し取りまとめるものとする。

(2)～(7) (略)

2 治山ダム設計Bの成果品

(1) 設計説明書

現地踏査等により把握した現地状況を示す写真とともにその結果をとりまとめるものとする。

設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を的確かつ詳細に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計図面

設計図面は、標準仕様書及び特記仕様書により作成するものとする。

(3) 数量計算書

数量計算書は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」（林野庁・最新版）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別にとりまとめるものとする。

ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(4) その他（使用した理論、計算式、文献等）

設計説明書、設計図面及び数量計算書に用いた理論、計算式の根拠資料として計算過

るとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) (3) (略)

6～8 (略)

第2章 設計業務等一般

第3211条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

(新設)

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2)～(7) (略)

(新設)

程及び文献等を明記する。

現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。

第3章 治山設計業務

第1 治山ダム工設計

第3301条 治山ダム工予備設計

第3302条 治山ダム工実施設計

第3303条 治山ダム（透水型・遮水型）実施設計

1 業務目的

治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2 設計計画

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第3111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

3 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

4 基本事項検討

受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を調査職員に報告しなければならない。

5 施設設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し、設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。

第3章 治山設計業務

第1 溪間工設計

第3301条 溪間工予備設計

第3302条 溪間工実施設計

（新設）

なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を調査職員と協議しなければならない。

6 数量計算

受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。

ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量

イ 土量については、土質、土量変化率

ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等

エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格

7 照査

受注者は、第3107条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。

イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。

8 設計説明書

現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。

第3304条 治山ダム（透過型）実施設計

1 業務目的

治山ダム工及び治山ダム工設置に必要な構造物等（以下「治山ダム等」という。）の実施設計業務は、設計図書に基づく設計条件及び実施設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造及び仮設計画を設計し、経

(新設)

済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2 設計計画

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し第3111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

3 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、土石流・流木対策に関する調査（第3303条に基づく調査後の変化に関する調査）、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、林況、周辺構造物、及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事の施工に必要な仮設等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

4 基本事項検討

受注者は、現地踏査の結果及び設計条件等に基づき、実施設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。なお、検討結果を調査職員に報告しなければならない。

5 施設設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、治山ダム等の位置、高さ及び構造等を決定し設計計算及び計算結果に基づく施設設計図面及びその施設を施工するために必要な仮設計画図面の作成を行うものとする。

なお、施設設計の範囲は特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は業務の着手時に施設設計の範囲を調査職員と協議しなければならない。

6 数量計算

受注者は、工事の費用を算定するために必要な数量を算出し、数量計算書を作成するものとする。数量計算書の作成に当たっては、算出課程・根拠を明示するとともに、下記に示す事項によるものとする。

ア 工事目的物及び工事の施工に必要な仮設の延長、面積、体積、重量又は質量

イ 土量については、土質、土量変化率

ウ 材料については、規格、寸法、配合、標準・特注の別等

エ 上記事項に係る、運搬に関する事項、作業機械の種類、規格

7 照査

受注者は、第3107条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

ア 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、検討結果が適切であるか確認する。

イ 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

ウ 実施設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。

エ 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。

8 設計説明書

現地踏査等により把握した現地状況、設計条件、基本事項、治山ダム工等の位置、高さ及び構造の規模の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を理論、計算式、計算過程及び文献等の根拠資料を付して作成するものとする。

第3305条 流木対策調査

第3306条 流木対策計画

第3307条 流木対策工予備設計

第3308条 流木対策工実施設計

第3309条 流路工実施設計

1 (略)

2 (1)～(6) (略)

(7) 照査

受注者は、第3107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第3302条治山ダム工実施設計第2項の(7)に準ずるものとする。

第3303条 流木対策調査

第3304条 流木対策計画

第3305条 流木対策工予備設計

第3306条 流木対策工実施設計

第3307条 流路工実施設計

1 (略)

2 (1)～(6) (略)

(7) 照査

受注者は、第3107条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第3302条溪間工実施設計第2項の(7)に準ずるものとする。

第3310条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い2部納品するものとする。

(削除)

第3308条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い2部納品するものとする。

1 溪間工予備設計の成果物

表3-1 溪間工予備設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件検討 (2) 設計条件検討 (3) 環境条件検討		
配置設計	(1) 治山ダム等形式の選定 (2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本體工設計、設計計算、一般構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流方法等の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500~1:50,000	
	平面図	1:500~1:1,000	
	縦断面図	H=1:200~ 1:1,000 V=1:100 ~1:200	
	構造図	1:100~1:500	

(削除)

2 溪間工実施設計の成果物（簡略版）

表 3-3 溪間工実施設計の成果物（簡略版）一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
溪間工実施設計	設計説明書		A 4版
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000	
	平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200~ 1/2,000	等高線の間隔は、 2~10m
	縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10 未満は水平の5倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の2倍を標準とする。	
	横断面図	1/100 必要に応じ 1/10~1/200	
	構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図	1/10~1/50	
	標準図	適宜	
	間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算
	掘削（床掘）図	1/100 又は 1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品
	設計計算書		
	その他参考資料		

1 治山ダム設計B実施設計の成果物

表3-1 治山ダム設計B実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
設計計画 現地踏査 基本事項検討 施設設計 設計説明書作成	設計説明書 現地踏査とりまとめ結果 現地写真		A4縦
施設設計	位置図	1/50,000	原則として国土 地理院作成の地 形図
	平面図	1/1,000以上	
	縦断面図	1/1,000以上	
	横断面図	1/1,000以上	
	構造図	1/100以上	
	掘削(床掘り)図	構造図と同縮尺	
	間詰及び埋戻し図	構造図と同縮尺	
	仮設図 その他図面	調査職員と協議	
数量計算	数量計算書		
	使用した理論、計算式、文献等		
	その他		特記仕様書による

2 流木対策調査

表3-2 流木対策調査成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ結果 とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000~	
		1:50,000	
	林相図	1:5,000~1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000~1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000~1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

(新設)

3 流木対策調査

表3-4 流木対策調査成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ結果 とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000~	
		1:50,000	
	林相図	1:5,000~1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000~1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000~1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

3 流木対策計画

表3-3 流木対策計画成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

4 流木対策工予備設計の成果物

表3-4 流木対策工予備設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件		
	(2) 設計条件		
	(3) 工種・工法の検討		
	(4) 構造物の位置の検討		
	(5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討		
	(2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算		
	(2) 基本図作成		
	(3) 数量算出		
	(4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討		
	(2) 転流方法の概略検討		
照査	(1) 照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	

4 流木対策計画

表3-5 流木対策計画成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000~1:25,000	
報告書作成	報告書		

5 流木対策工予備設計の成果物

表3-6 流木対策工予備設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件		
	(2) 設計条件		
	(3) 工種・工法の検討		
	(4) 構造物の位置の検討		
	(5) 環境検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討		
	(2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算		
	(2) 基本図作成		
	(3) 数量算出		
	(4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討		
	(2) 転流方法の概略検討		
照査	(1) 照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	縦 1:100~1:200 横 1:500~1:1000	
	(3) 標準構造図	1:50~1:200	

5 流木対策工実施設計の成果物

表3-5 流木対策工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(1) 平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(3) 横断図	1:100~1:200	
	(4) 構造図	1:50~1:100	
	(5) 施工計画図	1:100~1:1,000	

6 流木対策工実施設計の成果物

表3-7 流木対策工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討 (2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500~1:50,000	
	(1) 平面図	1:500~1:1,000	
	(2) 縦断図	H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200	
	(3) 横断図	1:100~1:200	
	(4) 構造図	1:50~1:100	
	(5) 施工計画図	1:100~1:1,000	

6 流路工実施設計の成果物一覧

表 3-6 流路工実施設計の成果物（簡略版）一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
流路工実施設計	設計説明書		A 4版
	位置図（原則として国土地理院発行の地形図とする）	1/50,000 1/25,000	
	平面図	1/1,000 必要に応じ1/200～ 1/2,000	等高線の間隔は、2～10m
	縦断面図	水平1/1,000 垂直は溪床勾配1/10 未過は水平の5倍、溪 床勾配1/10以上は水 平の2倍を標準とす る。	
	横断面図	1/100 必要に応じ1/10～ 1/200	
	構造図	1/100又は1/200	
	詳細図	1/10～1/50	
	標準図	適宜	
	間詰図等	1/100又は1/200	数量計算
	掘削（床掘）図	1/100又は1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	CD等による納品
	設計計算書		
	その他参考資料		

表 3-7～表 3-10

第 3311 条～第 3323 条

第3324条 治山ダム工等の設計

第3302条 治山ダム工実施設計に準ずる。

第3325条 土留工等の設計

第3311条 山腹工設計に準ずる。

7 流路工実施設計の成果物（簡略版）

表 3-3 溪間工実施設計の成果物（簡略版）一覧に準ずる。

表 3-9～表 3-12

第 3309 条～第 3321 条

第3322条 治山ダム工等の設計

第3302条 溪間工実施設計に準ずる。

第3325条 土留工等の設計

第3309条 山腹工設計に準ずる。

第3326条～第3329条

第4章～第6章 (略)

委託業務提出書類様式

令和

第3324条～第3327条

第4章～第6章 (略)

委託業務提出書類様式

平成